（厚生年金保険給付調整積立金の積立て）

第十一条の十　厚生年金保険給付調整経理においては、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額を厚生年金保険給付調整積立金として積み立てるものとする。

2　厚生年金保険給付調整経理においては、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の厚生年金保険給付調整積立金を取り崩すものとする。

（退職等年金給付調整積立金の積立て）

第十一条の十の二　退職等年金給付調整経理においては、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額を退職等年金給付調整積立金として積み立てるものとする。

2　退職等年金給付調整経理においては、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の退職等年金給付調整積立金を取り崩すものとする。

（財政調整拠出金の拠出）

第十一条の十二の三　［略］

2　前項の規定は、法第百十六条の三第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定による国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出について準用する。この場合において、前項中「令第三十条の六第一項」とあるのは「令第三十条の六第四項により読み替えられた同条第一項」と、「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」とあるのは「地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額」と、「厚生年金保険法第三十六条第三項に規定する支払期月」とあるのは「国家公務員共済組合法第七十五条の二第四項に規定する支給期月」と読み替えるものとする。

別表第１号表

第１号表の２

退職等年金経理

資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

［表　略］

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	［略］ ［退職給付］ ［略］ ［脱退一時金］ ［連合会交付金］ ［返還金］ ［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（厚生年金保険給付調整積立金の積立て）

第十一条の十　厚生年金保険給付調整経理においては、毎事業年度末日において、当該事業年度の利益金を厚生年金保険給付調整積立金として積み立てなければならない。

［新設］

（退職等年金給付調整積立金の積立て）

第十一条の十の二　退職等年金給付調整経理においては、毎事業年度末日において、当該事業年度の利益金を退職等年金給付調整積立金として積み立てなければならない。

［新設］

（財政調整拠出金の拠出）

第十一条の十二の三　［同上］

2　前項の規定は、法第百十六条の三第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定による国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出について準用する。この場合において、前項中「令第三十条の六第一項」とあるのは「令第三十条の六第四項により読み替えられた同条第一項」と、「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」とあるのは「地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額」と、「厚生年金保険法第三十六条第三項に規定する支払期月」とあるのは「法第七十八条第四項に規定する支給期月」と読み替えるものとする。

別表第１号表

第１号表の２

退職等年金経理

資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

［表　同左］

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	［同左］ ［退職等給付］ ［同左］ ［連合会交付金］ ［返還金］ ［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。